

「テレワーク先駆者」認定基準及び「テレワーク先駆者百選」審査基準について

■認定・審査基準

(以下に記載する「テレワーク」は在宅勤務・モバイル勤務・サテライトオフィス勤務のすべてを含む。)

条件 1 : テレワークによる勤務の明文化

- ①テレワークによる勤務が就業規則の本則や細則に定められ、テレワークを行っている
- ②就業規則にテレワークによる勤務についての定めはないが、労基署に届け出済のテレワーク勤務規程(※1)があり、テレワークを行っている

→ 「テレワーク先駆者」認定

※1 テレワーク勤務規程の様子は厚労省編「モデル就業規則作成の手引」P2 4-2 6 記載の「モデルテレワーク就業規則(在宅勤務規程)」を基準とする

<https://www.tw-sodan.jp/materials/>

- ③上記①, ②に該当しないが、以下に定めた内容(※2)を含むガイドライン等の社内ルールを作り、従業員に周知したうえでテレワークを行っている

→ 「テレワーク先駆者」認定

※2 社内ルールにテレワークに関する以下が明記されていること ①実施対象者、②利用方法、③勤務時間と場所、④始業や業務報告、⑤利用機器に関するルール

- ④テレワークによる勤務が明文化されていない

→ 「テレワーク先駆者」認定不可

■さらに以下をすべて満たした団体 → 「テレワーク先駆者百選」に選定

条件 2 : テレワーク対象従業員の割合

対象従業員が正社員の 25%以上(小規模事業者であれば 50%以上)である

※小規模事業者は中小企業基本法の定義による (<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

条件 3 : 対象従業員のテレワーク実施者割合(または人数)

対象従業員の 50%以上、もしくは社員 200 人以上の企業であれば 100 人以上である

条件 4 : テレワーク実施者の実施頻度

テレワーク実施者全体の平均実施日数が月平均 4 日以上である

以上